

## がん専門薬剤師認定制度と研修制度について

日本病院薬剤師会では、平成 17 年度から「がん専門薬剤師認定制度」をスタートさせました。この制度は、抗がん剤の薬理作用の知識や臨床経験を積み重ねた薬剤師が、自ら抗がん剤の調剤を手がけながら患者一人ひとりにマッチした投薬の方法を医師らに提案できるよう、「がん専門薬剤師」として認定する制度です。

認定資格としては、3 年以上関連学会が認定する施設でがん薬物療法に従事していること、あるいは認定研修施設において病棟業務、抗がん剤注射剤ミキシング、薬物血中濃度モニタリングなどの実技研修を 3 ヶ月以上履修していること、さらにがん領域に関する学会発表、学術論文や、薬剤管理指導の実績が一定水準以上あること、日本病院薬剤師会が行う認定試験を合格していることなどのハードルが設定されています。平成 17 年度については、上記に該当する有資格者を対象にがん専門薬剤師部会・認定審査委員会が審査し認定薬剤師として委嘱する過渡的措置がとられ、全国で 42 名のがん専門薬剤師（暫定を含む）が誕生しました。本院薬剤部にはそのうち 2 名が所属しています。

一方、認定資格の一部である研修は、「がん専門薬剤師研修事業」として、がん薬物療法に必要な高度の知識、技能、臨床経験を修得させ、将来、各地域においてがん専門薬剤師を育成・指導する役割を担う指導的立場のがん専門薬剤師を養成することにより、がん医療水準の均てん化を推進することを目的に、本年度より厚生労働省から年間約 1 億円の資金的なバックアップを得て実施されるものです。現在、国立がんセンター中央病院や大学病院など 9 施設が受入施設として候補にあげられており、本院もその中に含まれています。また、専門薬剤師が所属する施設には、さらに受入依頼がなされているところです。実際の研修は本年 9 月からスタートしますが、研修カリキュラムには実技研修として薬剤部内のみならず、病棟や外来化学療法部における薬剤業務も含まれます。また、3 ヶ月の間に 30 項目の講義研修を実施することが求められており、関連診療科、関連部署の皆様のご理解とご協力を賜りながら準備をすすめて参りたいと存じますので、何卒宜しくお願い申し上げます。